

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第32号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																																																																
1	<p>(保健福祉部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 子ども子育て支援課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>[略]</p> <p>7 [略]</p>	<p>(保健福祉部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 子ども子育て支援課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>保育士養成施設の指定及び指導に関すること。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>[略]</p> <p>7 [略]</p>																																																																
2	<p>(代決)</p> <p>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>[略]</td> <td>企画室長、総務室長、総合防災室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、雇用対策・労働室長、競馬改革推進室長若しくは県産米戦略室長又は主管の総括課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>局長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>出納指導監</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、科学I L C推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、雇用対策・労働室長、競馬改革推進室長又は県産米戦略室長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]			部長	[略]	企画室長、総務室長、総合防災室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、雇用対策・労働室長、競馬改革推進室長若しくは県産米戦略室長又は主管の総括課長		[略]		[略]			局長	[略]			出納指導監	[略]	[略]			企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、科学I L C推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、雇用対策・労働室長、競馬改革推進室長又は県産米戦略室長	[略]		[略]			<p>(代決)</p> <p>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>[略]</td> <td>企画室長、総務室長、総合防災室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、雇用対策・労働室長、<u>ものづくり自動車産業振興室長</u>、競馬改革推進室長若しくは県産米戦略室長又は主管の総括課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>局長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>会計指導監</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、科学I L C推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、雇用対策・労働室長、<u>ものづくり自動車産業振興室長</u>、競馬改革推進室長又は県産米戦略室長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]			部長	[略]	企画室長、総務室長、総合防災室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、雇用対策・労働室長、 <u>ものづくり自動車産業振興室長</u> 、競馬改革推進室長若しくは県産米戦略室長又は主管の総括課長		[略]		[略]			局長	[略]			会計指導監	[略]	[略]			企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、科学I L C推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、雇用対策・労働室長、 <u>ものづくり自動車産業振興室長</u> 、競馬改革推進室長又は県産米戦略室長	[略]		[略]		
決裁権者	代決権者																																																																	
	第1順位者	第2順位者																																																																
[略]																																																																		
部長	[略]	企画室長、総務室長、総合防災室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、雇用対策・労働室長、競馬改革推進室長若しくは県産米戦略室長又は主管の総括課長																																																																
	[略]																																																																	
[略]																																																																		
局長	[略]																																																																	
	出納指導監	[略]																																																																
[略]																																																																		
企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、科学I L C推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、雇用対策・労働室長、競馬改革推進室長又は県産米戦略室長	[略]																																																																	
[略]																																																																		
決裁権者	代決権者																																																																	
	第1順位者	第2順位者																																																																
[略]																																																																		
部長	[略]	企画室長、総務室長、総合防災室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、雇用対策・労働室長、 <u>ものづくり自動車産業振興室長</u> 、競馬改革推進室長若しくは県産米戦略室長又は主管の総括課長																																																																
	[略]																																																																	
[略]																																																																		
局長	[略]																																																																	
	会計指導監	[略]																																																																
[略]																																																																		
企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、科学I L C推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、雇用対策・労働室長、 <u>ものづくり自動車産業振興室長</u> 、競馬改革推進室長又は県産米戦略室長	[略]																																																																	
[略]																																																																		

首席調査監	当該事務を担当する調査監	
[略]		
課長、担当課長又は特命課長	室長、総括課長、所長又は出納指導監があらかじめ指定する職員	
報道監	[略]	
[略]		
出納指導監	管理課長	指導審査課長

(2) [略]

(部長等共通専決事項)

第12条 本庁の部長、秘書広報室長及び局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、出納指導監、部付及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事

(4) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、出納指導監、部付及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関する事

(5) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、出納指導監、部付及び局付の休暇その他の服務並びに参事、総括課長、所長、報道監及び調査監の服務に関する事

(6)～(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

2・3 [略]

(企画室長等共通専決事項)

第13条 [略]

2 本庁の首席調査監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 調査監の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事

(2) 調査監の休暇その他の服務及び職員の服務に関する事

(3) 調査監の旅行命令及び復命書の受理に関する事

3 本庁の首席ふるさと振興監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) ふるさと振興監の休暇その他の服務及び職員の服務に関する事

(3) [略]

(総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の総合防災室長、地域振興室長、科学I L C推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、雇用対策・労働室長、競馬改革推進室長、県産米戦略室長、総括課長、所長及び出納指導監の専決できる事項は、次のとおりとする(担当技監を置く部局等の総括課長にあつては、第10号を除く。)

(1)～(4) [略]

(5) 首席I L C推進監、特命参事、報道監、防災危機管理監、地域連携推進監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監、課長、担当課長及び特命課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事

(6) 報道監の休暇並びに特命参事、防災危機管理監、地域連携推進監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監、課長、担当課長及び特命課長の休暇その他の服務並びに職員の服務に関する事

(7) 首席I L C推進監、特命参事、報道監、防災危機管理監、地域連携推進監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監、課長、担当課長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関する事

(8)～(14) [略]

2 [略]

首席調査監	総括調査監	
[略]		
課長又は担当課長	特命課長又は室長、総括課長、所長若しくは会計指導監があらかじめ指定する職員	
特命課長	室長又は総括課長があらかじめ指定する職員	
<u>総括調査監</u>	<u>調査監</u>	
報道監	[略]	
[略]		
会計指導監	当該事務を担当する課長又は担当課長	会計指導監があらかじめ指定する職員

(2) [略]

(部長等共通専決事項)

第12条 本庁の部長、秘書広報室長及び局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、会計指導監、部付及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事

(4) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、会計指導監、部付及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関する事

(5) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、会計指導監、部付及び局付の休暇その他の服務並びに参事、総括課長、所長及び総括調査監の服務に関する事

(6)～(10) [略]

(11) 1件の評価額7,000万円以上の行政財産の用途廃止に関する事

(12) [略]

(13) [略]

2・3 [略]

(企画室長等共通専決事項)

第13条 [略]

2 本庁の首席調査監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 総括調査監の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事

(2) 総括調査監の休暇に関する事

(3) 総括調査監の旅行命令及び復命書の受理に関する事

3 本庁の首席ふるさと振興監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) [略]

(総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の総合防災室長、地域振興室長、科学I L C推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、雇用対策・労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長、県産米戦略室長、総括課長、所長、総括調査監及び会計指導監の専決できる事項は、次のとおりとする(担当技監を置く部局等の総括課長にあつては、第10号を除く。)

(1)～(4) [略]

(5) 首席I L C推進監、特命参事、調査監、報道監、防災危機管理監、地域連携推進監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監、課長、担当課長及び特命課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事

(6) 特命参事、調査監、報道監、防災危機管理監、地域連携推進監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監、課長、担当課長及び特命課長の休暇その他の服務並びに職員の服務に関する事

(7) 首席I L C推進監、特命参事、調査監、報道監、防災危機管理監、地域連携推進監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監、課長、担当課長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関する事

(8)～(14) [略]

2 [略]

(課長等共通専決事項)

第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、報道監、調査監、防災危機管理監、政策監、調整監、ふるさと振興監、地域連携推進監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 室長、総括課長又は所長が指定する職員の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。

(4) 室長、総括課長又は所長が指定する職員の休暇に関する事。

(5)～(20) [略]

(秘書広報室長及び総括課長の専決事項)

第20条 広聴広報課の分掌事務について、室長及び総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

秘書広報室長専決事項

(1) 広聴及び広報の企画に関する事。

総括課長専決事項

(1) 広聴及び広報並びに県政相談の実施に関する事。

(2) 県民室の運営管理に関する事。

(3) 公益通報の調整に関する事。

(総務部の部長、室長、総括課長、所長、課長及び担当課長の専決事項)

第21条 [略]

2～6 [略]

7 総合防災室の分掌事務について、室長、防災危機管理監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

防災危機管理担当課長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

防災消防課長専決事項

(1) [略]

(2) 自衛官の募集期間、試験期日及び試験場の告示に関する事。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

[略]

8 [略]

(政策地域部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第22条 [略]

2～5 [略]

6 科学I L C推進室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(課長等共通専決事項)

第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、報道監、調査監、防災危機管理監、政策監、調整監、ふるさと振興監、地域連携推進監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 室長、総括課長、所長又は総括調査監が指定する職員の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。

(4) 室長、総括課長、所長又は総括調査監が指定する職員の休暇に関する事。

(5)～(20) [略]

(秘書広報室の室長、総括課長及び課長の専決事項)

第20条 秘書課の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

行幸啓課長専決事項

(1) 行幸啓、行啓及びお成りの企画及び調整に関する事。

2 広聴広報課の分掌事務について、室長及び総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

秘書広報室長専決事項

(1) 広聴及び広報の企画に関する事。

総括課長専決事項

(1) 広聴及び広報並びに県政相談の実施に関する事。

(2) 県民室の運営管理に関する事。

(3) 公益通報の調整に関する事。

(総務部の部長、室長、総括課長、所長、課長及び担当課長の専決事項)

第21条 [略]

2～6 [略]

7 総合防災室の分掌事務について、室長、防災危機管理監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

防災危機管理担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 自衛官の募集期間、試験期日及び試験場の告示に関する事。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

防災消防課長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

[略]

8 [略]

(政策地域部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第22条 [略]

2～5 [略]

6 科学I L C推進室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

科学技術担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 知的財産に関すること（ものづくり自動車産業振興課の主管に属するものを除く。）。

[略]

（保健福祉部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項）

第24条 [略]

2 健康国保課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 管理栄養士必置施設の指定に関すること。

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

[略]

3～5 [略]

6 子ども子育て支援課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(12) [略]

(13) [略]

[略]

7 医療政策室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

地域医療推進課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 歯科技工士に係る試験の実施に関すること。

(5) [略]

[略]

（商工労働観光部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項）

第25条 [略]

2 [略]

3 ものづくり自動車産業振興課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) ものづくり産業の振興施策に関すること。

(2) 産業集積の促進施策に関すること。

(3) ものづくりに係る人材の育成施策に関すること。

ものづくり産業振興担当課長専決事項

(1) ものづくり産業の振興施策の実施に関すること。

(2) 産業集積の促進施策の実施に関すること。

(3) ものづくりに係る人材の育成施策の実施に関すること。

(4) 中小企業の知的財産の活用等に係る支援に関すること。

自動車産業振興課長専決事項

(1) 自動車関連産業の振興施策に関すること。

(2) 自動車関連企業誘致の推進施策に関すること。

4 産業経済交流課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

地域産業担当課長専決事項

[略]

科学技術担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 知的財産に関すること（ものづくり自動車産業振興室の主管に属するものを除く。）。

[略]

（保健福祉部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項）

第24条 [略]

2 健康国保課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

[略]

3～5 [略]

6 子ども子育て支援課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(12) [略]

(13) 特定教育・保育提供者の業務管理体制の整備に係る改善命令に関すること。

(14) [略]

[略]

7 医療政策室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

地域医療推進課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) [略]

[略]

（商工労働観光部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項）

第25条 [略]

2 [略]

3 産業経済交流課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) ものづくり産業の振興施策に関すること。

(2) 産業集積の促進施策に関すること。

(3) ものづくりに係る人材の育成施策に関すること。

ものづくり産業振興担当課長専決事項

(1) ものづくり産業の振興施策の実施に関すること。

(2) 産業集積の促進施策の実施に関すること。

(3) ものづくりに係る人材の育成施策の実施に関すること。

(4) 中小企業の知的財産の活用等に係る支援に関すること。

自動車産業振興課長専決事項

(1) 自動車関連産業の振興施策に関すること。

(2) 自動車関連企業誘致の推進施策に関すること。

4 産業経済交流課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

地域産業課長専決事項

(1)～(3) [略]

[略]

5 [略]

6 企業立地推進課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 企業誘致の推進施策に関すること（ものづくり自動車産業振興課の主管に属するものを除く。）。

(2) 工業の立地条件整備のための企画に関すること。

(3) 農村地域への工業等の導入促進に関すること。

(4) 工場の立地に関すること。

企業立地推進担当課長専決事項

(1) 企業誘致の推進施策の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 工業の立地条件整備のための調査に関すること。

7 [略]

（農林水産部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項）

第26条 [略]

2 団体指導課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

指導検査課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 農業倉庫に関すること。

(5) [略]

3 [略]

4 農業振興課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

担い手対策課長専決事項

(1) [略]

(2) 農地保有合理化促進対策資金に係る県債の定時償還に関すること。

(1)～(3) [略]

[略]

4 [略]

6 ものづくり自動車産業振興室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) ものづくり産業の振興施策に関すること。

(2) 企業誘致の推進施策に関すること。

(3) 自動車関連産業の振興施策に関すること。

ものづくり産業振興課長専決事項

(1) ものづくり産業（自動車関連産業を除く。）の振興施策の実施に関すること。

(2) 産業集積の促進施策の実施に関すること。

(3) ものづくりに係る人材の育成施策の実施に関すること。

(4) 中小企業の知的財産の活用等に係る支援に関すること。

企業立地推進担当課長専決事項

(1) 企業誘致の推進施策の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 企業の立地条件整備のための調査に関すること。

自動車産業振興課長専決事項

(1) 自動車関連産業の振興施策の実施に関すること。

(2) 自動車関連企業誘致の推進施策の実施に関すること。

(3) 自動車関連企業誘致の推進施策の実施に関すること。

(4) 自動車関連企業誘致の推進施策の実施に関すること。

(5) 自動車関連企業誘致の推進施策の実施に関すること。

(6) 自動車関連企業誘致の推進施策の実施に関すること。

(7) 自動車関連企業誘致の推進施策の実施に関すること。

(8) 自動車関連企業誘致の推進施策の実施に関すること。

(9) 自動車関連企業誘致の推進施策の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(10) 企業の立地条件整備のための調査に関すること。

自動車産業振興課長専決事項

(1) 自動車関連産業の振興施策の実施に関すること。

(2) 自動車関連企業誘致の推進施策の実施に関すること。

(3) 自動車関連企業誘致の推進施策の実施に関すること。

(4) 自動車関連企業誘致の推進施策の実施に関すること。

(5) 自動車関連企業誘致の推進施策の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(6) 企業の立地条件整備のための調査に関すること。

[略]

指導検査課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) [略]

3 [略]

4 農業振興課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) [略]

(2) 農地中間管理事業に関すること。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) 農業委員会ネットワーク機構に関すること。

(11) [略]

(12) [略]

担い手対策課長専決事項

(1) [略]

(3) [略]
[略]
農地・交流担当課長専決事項
(1)・(2) [略]
(3) 農業委員会及び農業会議に関すること。
(4)～(7) [略]
5～7 [略]
8 農産園芸課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。
総括課長専決事項
(1)～(4) [略]
[略]
9・10 [略]
11 森林整備課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。
[略]
整備課長専決事項
(1)～(6) [略]
(7) 森林国営保険に関すること。
(8)・(9) [略]
12～16 [略]
(県土整備部の部長、室長、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項)
第27条 [略]
2～6 [略]
7 都市計画課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。
[略]
管理開発担当課長専決事項
(1)～(7) [略]
[略]
(8) [略]
[略]
まちづくり課長専決事項
(1)～(5) [略]
(6) 土地区画整理事業に関する農業会議及び土地改良区からの意見の聴取に関すること。
(7) 土地区画整理の補助事業に関すること。
(8) [略]
8 [略]
9 建築住宅課の分掌事務について、部長、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。
[略]
総括課長専決事項
(1) [略]
(2) 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施並びに指定試験機関の指定に関すること。
(3)～(23) [略]
[略]
10・11 [略]
(国体・障がい者スポーツ大会局の局長、副局長、総括課長、特命参事及び担当課長の専決事項)
第27条の3 [略]
2 施設課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(2) [略]
[略]
農地・交流担当課長専決事項
(1)・(2) [略]
(3) 農業委員会に関すること。
(4)～(7) [略]
5～7 [略]
8 農産園芸課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。
総括課長専決事項
(1)～(4) [略]
(5) 農産物検査に関すること。
[略]
9・10 [略]
11 森林整備課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。
[略]
整備課長専決事項
(1)～(6) [略]
(7) 森林保険に関すること。
(8)・(9) [略]
12～16 [略]
(県土整備部の部長、室長、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項)
第27条 [略]
2～6 [略]
7 都市計画課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。
[略]
管理開発担当課長専決事項
(1)～(7) [略]
(8) 土地区画整理事業（土地区画整理組合が施行するものに限る。）に関する農業委員会及び土地改良区からの意見の聴取に関すること。
(9) 土地区画整理の補助事業（土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）に関すること。
(10) [略]
[略]
まちづくり課長専決事項
(1)～(5) [略]
(6) 土地区画整理事業（土地区画整理組合が施行するものを除く。）に関する農業委員会及び土地改良区からの意見の聴取に関すること。
(7) 土地区画整理の補助事業（土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に係るものを除く。）に関すること。
(8) [略]
8 [略]
9 建築住宅課の分掌事務について、部長、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。
[略]
総括課長専決事項
(1) [略]
(2) 指定登録機関、指定試験機関及び指定事務所登録機関の指定に関すること。
(3)～(23) [略]
(24) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること。
[略]
10・11 [略]
(国体・障がい者スポーツ大会局の局長、副局長、総括課長、特命参事及び担当課長の専決事項)
第27条の3 [略]
2 施設課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

輸送・宿泊担当課長専決事項

- (1) [略]
- (2) 国体及び障害者スポーツ大会に係る宿泊及び衛生の実施に関すること。
- (3) 国体及び障害者スポーツ大会に係る医療及び救護の実施に関すること。

3 競技式典課の分掌事務について、総括課長、特命参事及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

競技担当課長専決事項

- (1) 国体（冬季大会を除く。）の競技運営の実施に関すること。

式典担当課長専決事項

- (1) [略]

冬季競技担当課長専決事項

- (1) 国体のうち冬季大会の競技運営の実施に関すること。

4 障がい者スポーツ大会課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 障害者スポーツ大会の大会運営に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (2) [略]

大会競技担当課長専決事項

- (1) [略]
- （出納局の局長、課長及び担当課長の専決事項）

第28条 出納局の分掌事務について、局長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

局長専決事項

- (1)～(6) [略]

管理課長専決事項

- (1)～(12) [略]

指導審査課長専決事項

- (1) 会計検査及び会計事務の指導に関すること。

出納担当課長専決事項

- (1)～(4) [略]
- （経営企画部長等専決事項）

第33条 広域振興局の経営企画部長及び総務部長並びに経営企画部地域振興センター所長及び総務部総務センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者				備考
	経営企画部長	総務部長	経営企画部地域振興センター所長	総務部総務センター所長	
[略]					
6 [略]	[略]				
7 <u>租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の23第1項第8号に規定する証明書の交付に関すること。</u>			○		

2 広域振興局の経営企画部企画推進課長、総務部総務課長並びに経営企画部及び経営企画部地域振興センターの管理主幹の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

[略]

輸送・交通担当課長専決事項

- (1) [略]

宿泊・衛生担当課長専決事項

- (1) 国体及び障害者スポーツ大会に係る宿泊及び衛生の実施に関すること。
- (2) 国体及び障害者スポーツ大会に係る医療及び救護の実施に関すること。

3 競技式典課の分掌事務について、総括課長、特命参事及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

競技担当課長専決事項

- (1) 国体の競技運営の実施に関すること。

式典担当課長専決事項

- (1) [略]

4 障がい者スポーツ大会課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 障害者スポーツ大会の大会運営の企画に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (2) [略]

大会運営担当課長専決事項

- (1) 障害者スポーツ大会の大会運営の実施に関すること。

大会競技担当課長専決事項

- (1) [略]
- （出納局の局長、課長及び担当課長の専決事項）

第28条 出納局の分掌事務について、局長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

局長専決事項

- (1)～(6) [略]

指導担当課長専決事項

- (1) 会計検査及び会計事務の指導に関すること。

管理課長専決事項

- (1)～(12) [略]

出納担当課長専決事項

- (1)～(4) [略]
- （経営企画部長等専決事項）

第33条 広域振興局の経営企画部長及び総務部長並びに経営企画部地域振興センター所長及び総務部総務センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者				備考
	経営企画部長	総務部長	経営企画部地域振興センター所長	総務部総務センター所長	
[略]					
6 [略]	[略]				

2 広域振興局の経営企画部企画推進課長、総務部総務課長並びに経営企画部及び経営企画部地域振興センターの管理主幹の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者				備考
	経営企画部企画推進課長	総務部総務課長	経営企画部管理主幹	経営企画部地域振興センター管理主幹	
[略]					
4 [略]	[略]				
5 <u>租税特別措置法施行令第39条の23第1項第8号に規定する証明書の交付に関すること。</u>	○				

3 [略]

(農林部長等専決事項)

第36条 広域振興局の農政部長、林務部長及び農林部長、農政部又は農林部の農林振興センター所長並びに農政部農村整備センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。)とする。

事務	専決権者					備考
	農政部長	林務部長	農林部長	農政部又は農林部の農林振興センター所長	農政部農村整備センター所長	
[略]						
3 <u>農業振興地域整備計画の変更(農林水産大臣が許可権者である農地転用に係るもの又は基礎調査に基づく計画の変更に係るものを除く。)の同意に関すること。</u>	[略]					
[略]						
11 <u>農地の転用の許可又は協議に関すること(農林水産大臣の許可に係る農地の転用の場合の農林水産大臣への申請書の提出及び農地法(昭和27年法律第229号)附則第2項の規定に基づく農林水産大臣への協議を除く。)</u>	[略]					
12 <u>農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可又は協議に関すること(農林水産大臣の許可に係る農地の転用の場合の農林水産大臣への申請書の提出及び農地法附則第2項の規定に基づく農林水産大臣への協議を除く。)</u>	[略]					
[略]						

2~4 [略]

別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決

事務	専決権者				備考
	経営企画部企画推進課長	総務部総務課長	経営企画部管理主幹	経営企画部地域振興センター管理主幹	
[略]					
4 [略]	[略]				

3 [略]

(農林部長等専決事項)

第36条 広域振興局の農政部長、林務部長及び農林部長、農政部又は農林部の農林振興センター所長並びに農政部農村整備センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。)とする。

事務	専決権者					備考
	農政部長	林務部長	農林部長	農政部又は農林部の農林振興センター所長	農政部農村整備センター所長	
[略]						
3 <u>農業振興地域整備計画の変更(基礎調査に基づく計画の変更に係るものを除く。)の同意に関すること。</u>	[略]					
[略]						
11 <u>農地の転用の許可又は協議に関すること(農地法(昭和27年法律第229号)附則第2項の規定に基づく農林水産大臣への協議を除く。)</u>	[略]					
12 <u>農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可又は協議に関すること(農地法附則第2項の規定に基づく農林水産大臣への協議を除く。)</u>	[略]					
[略]						

2~4 [略]

別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決

事項（第5条、第30条、第35条関係）

事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部長	センター所長	
[略]						
33	[略]	[略]				
34	[略]	[略]				
50の2	指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第74号）の施行に関する事務	第102条第4項及び第119条第4項	[略]			
[略]						
67の2	[略]	[略]				

事項（第5条、第30条、第35条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	センター所長	センター所長	
[略]							
33	[略]	[略]					
33の2	食品表示法（平成25年法律第70号）の施行に関する事務（食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号）第7条第1項各号に掲げる事務を除く。）	第6条第1項 指示 第6条第5項 命令 第8条第1項 及び第2項 報告の徴収及び物件の提出要求並びに立入検査及び質問 第12条第1項 申出の受付 第12条第3項 調査		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
34	[略]	[略]					
50の2	指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第74号）の施行に関する事務	第102条第4項	[略]				
[略]							
67の2	[略]	[略]					
67の3	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に関する事務	第15条第1項 及び第2項 調査等 第55条第2項 届出の受理（その確認に係る全ての教育・保育施設又は地域型保育事業所が2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。） 第56条第1項 報告又は帳簿書類等の提出の命令、立入検査等（その命令、立入検査等に係る全ての教育・保育施設又は地		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	センター所長にあっては、花巻保健福祉環境センター所長及び一関保健福祉環境センター所長を除く。	

	第17条	事業の停止命令又は認可の取消し		○					
13 農業倉庫業 法施行規則（ 大正6年農商 務省令第15号 ）の施行に關 する事務	第13条及び第 14条	届出の受理		○		○			
14 農業協同組	[略]								
合法（昭和22 年法律第132 号）の施行に 関する事務	第11条第4項 、第11条の7 第4項、第44 条第4項、第 50条の4第5 項において準 用する第50条 の2第7項、 第64条第4項 及び第7項、 第72条の13第 2項、第72条 の16第4項、 第72条の17第 2項、第72条 の18第3項、 第73条の12並 びに第97条の 2（第6号から 第12号まで （同号にあって は、同号の 農林水産省令 （信用事業に 関するものにつ いては、主務省 令）で定める 場合で別に定め るものを除く。） を除く。）	[略]							
	第11条の4第 1項	[略]							
	第11条の5	[略]							

14 農業協同組	[略]								
合法（昭和22 年法律第132 号）の施行に 関する事務	第11条第4項 、第11条の17 第4項、第11 条の42第4項 、第11条の48 第4項、第11 条の51第4項 、第44条第4 項、第50条の 4第5項にお いて準用する 第50条の2第 7項、第64条 第4項、第64 条の2第1項 及び第64条の 3第3項（第 73条第4項に おいてこれら の規定を準用 する場合を含む 。）、第72 条の29第2項 、第72条の32 第4項、第72 条の34第2項 、第72条の35 第3項、第72 条の44、第73 条の10並びに 第97条（第6 号から第12号 まで（同号に あっては、同 号の農林水産 省令（信用事 業に関するもの については、 主務省令）で 定める場合で 別に定めるもの を除く。）を除 く。）	[略]							
	第11条の8第 1項ただし書 （同条第2項 において準用 する場合を含む 。）	[略]							
	第11条の9	[略]							

第11条の7第1項及び第3項	[略]	
第11条の23第1項及び第3項	信託規程の設定、変更及び廃止の承認	[略]
第11条の26において権限が属することとされる信託法（平成18年法律第108号）第46条第1項、第62条第4項（同法第129条第1項、第135条第1項及び第142条第1項において準用する場合を含む。）、第64条第1項、第123条第4項及び第131条第4項	[略]	
第11条の26において権限が属することとされる信託法第46条第5項、第71条第1項（同法第74条第6項において準用する場合を含む。）及び第127条第6項（同法第137条において準用する場合を含む。）	[略]	
第11条の26において権限が属することとされる信託法	[略]	

第11条の17第1項及び第3項	[略]			
第11条の25第1項において準用する保険業法（平成7年法律第105号）第307条第1項	登録の取消し等	○		
第11条の34第1項及び第2項	価格変動準備金に係る認可	○		
第11条の40第2項及び第3項	共済計理人の意見書の写しの受理及び説明等の要求	○		
第11条の41	共済計理人の解任の命令	○		
第11条の42第1項及び第3項	信託規程の設定及び変更の承認	[略]		
第11条の45において権限が属することとされる信託法（平成18年法律第108号）第46条第1項、第62条第4項（同法第129条第1項、第135条第1項及び第142条第1項において準用する場合を含む。）、第64条第1項、第123条第4項及び第131条第4項	[略]			
第11条の45において権限が属することとされる信託法第46条第5項、第71条第1項（同法第74条第6項において準用する場合を含む。）及び第127条第6項（同法第137条において準用する場合を含む。）	[略]			
第11条の45において権限が属することとされる信託法	[略]			

第47条第2項及び第3項	
第11条の26において権限が属することとされる信託法第47条第6項	[略]
第11条の26において権限が属することとされる信託法第57条第2項（同法第70条（同法第74条第6項において準用する場合を含む。））、第128条第2項、第134条第2項及び第141条第2項において準用する場合を含む。）	[略]
第11条の26において権限が属することとされる信託法第58条第4項（同法第70条（同法第74条第6項において準用する場合を含む。））、第128条第2項、第134条第2項及び第141条第2項において準用する場合を含む。）	[略]
第11条の26において権限が属することとされる信託法第63条第1項及び第74条第2項	[略]
第11条の26において権限が属することとされる信託法第63条第3項（同法第74条第3項において準用する場合を含む。）	[略]
第11条の26において権限が属することと	[略]

第47条第2項及び第3項	
第11条の45において権限が属することとされる信託法第47条第6項	[略]
第11条の45において権限が属することとされる信託法第57条第2項（同法第70条（同法第74条第6項において準用する場合を含む。））、第128条第2項、第134条第2項及び第141条第2項において準用する場合を含む。）	[略]
第11条の45において権限が属することとされる信託法第58条第4項（同法第70条（同法第74条第6項において準用する場合を含む。））、第128条第2項、第134条第2項及び第141条第2項において準用する場合を含む。）	[略]
第11条の45において権限が属することとされる信託法第63条第1項及び第74条第2項	[略]
第11条の45において権限が属することとされる信託法第63条第3項（同法第74条第3項において準用する場合を含む。）	[略]
第11条の45において権限が属することと	[略]

される信託法第64条第6項（同法第74条第6項において準用する場合を含む。）					
第11条の26において権限が属することとされる信託法第66条第2項ただし書及び第4項（それぞれ同法第73条及び第74条第6項において準用する場合を含む。）	[略]				
第11条の26において権限が属することとされる信託法第150条第1項	[略]				
第11条の26において権限が属することとされる信託法第165条第1項	[略]				
第11条の26において権限が属することとされる信託法第246条	[略]				
第11条の29第1項及び第3項	宅地等供給事業実施規程の設定、変更及び廃止の承認	[略]			
第11条の32第1項及び第3項	農業経営規程の設定、変更及び廃止の承認	[略]			

される信託法第64条第6項（同法第74条第6項において準用する場合を含む。）					
第11条の45において権限が属することとされる信託法第66条第2項ただし書及び第4項（それぞれ同法第73条及び第74条第6項において準用する場合を含む。）	[略]				
第11条の45において権限が属することとされる信託法第150条第1項	[略]				
第11条の45において権限が属することとされる信託法第165条第1項	[略]				
第11条の45において権限が属することとされる信託法第246条	[略]				
第11条の48第1項及び第3項	宅地等供給事業実施規程の設定及び変更の承認	[略]			
第11条の51第1項及び第3項	農業経営規程の設定及び変更の承認	[略]			
第11条の52第1項及び第3項	契約条件変更の申出の受理及び承認	○			
第11条の53	共済契約の解約に係る業務の停止等の措置の命令	○			
第11条の58第1項から第3項まで	共済調査人の選任、調査結果の報告期限の決定及び解任	○			
第11条の58第4項において準用する民事再生法（平成11年法律第225号）第61条第1項	共済調査人の報酬の決定	○			

第11条の46第2項	[略]	
[略]		
第44条第2項	[略]	
第44条第3項において準用する第61条第2項	[略]	
第60条第1項	[略]	
第61条第2項	設立認可に関する証明（第10条第1項第3号の事業を行う組合に係るものを除く。）	[略]
[略]		
第64条第2項	[略]	
第64条第3項において準用する第61条第2項	解散認可に関する証明（第10条第1項第3号の事業を行う組合に係るものを除く。）	[略]

第11条の61第1項	契約条件の変更の承認	<input type="radio"/>				
第11条の65第2項	[略]					
第11条の68第4項	子会社とすることについての認可	<input type="radio"/>				
第11条の68第5項において準用する第11条の66第5項	引き続き子会社とすることについての認可	<input type="radio"/>				
[略]						
第44条第2項	[略]					
第44条第3項において準用する第59条第2項	報告書の要求及び受理	<input type="radio"/>				
第44条第3項において準用する第61条第2項	[略]					
第54条の2第1項及び第2項	業務報告書の受理（第10条第1項第3号の事業を行う組合に係るものを除く。）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
第59条第2項（第64条第3項、第65条第3項及び第70条の3第4項において準用する場合を含む。）	報告書の要求及び受理（第10条第1項第3号の事業を行う組合に係るものを除く。）	<input type="radio"/>				
第60条	[略]					
第61条第2項（第65条第3項及び第70条の3第4項において準用する場合を含む。）	設立認可等に関する証明（第10条第1項第3号の事業を行う組合に係るものを除く。）	[略]				
[略]						
第64条第2項	[略]					
第64条第5項及び第8項	届出の受理（第10条第1項第3号の事業を行う組合に係るものを除く。）	<input type="radio"/>				
第64条の2第1項（第73条第4項において準用する場合を含む。）	公告	[略]				
第64条の2第2項（第73条第4項において準用する場	通知	<input type="radio"/>				

	第65条第2項	合併の認可（第10条第1項第3号の事業を行う組合に係るものを除く。）	[略]						
	第65条第3項において準用する第61条第2項	合併認可に関する証明（第10条第1項第3号の事業を行う組合に係るものを除く。）	[略]						
	第70条第3項において準用する第65条第2項	権利義務の承継の認可	[略]						
	第72条の12の6	[略]							
	第93条	[略]							
	[略]								
	第95条の3	[略]							
	第95条の4	中央会からの意見の聴取（第94条の規定による検査に基づくもの及び第10条第1項第3号の事業を行う組合に係るものを除く。）	○						
	第96条	議決、選挙又は当選の取消（第10条第1項第3号の事業を行う組合に係るものを除く。）	[略]						
	第97条	専用利用契約の取消	○						
15 農業協同組	[略]								
合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）の施行に関する事務	第232条第6項	[略]							
16 農業協同組	第10条の5、第19条第1項、第24条及び第26条第1項	[略]							
合法施行細則（昭和39年岩手県規則第13号）の施行に関する事務	[略]								
	第27条第1項、第28条第1	[略]							

	第65条第2項（第70条第2項において準用する場合を含む。）	合併等の認可（第10条第1項第3号の事業を行う組合に係るものを除く。）	[略]						
	第70条の3第3項	新設分割の認可（第10条第1項第3号の事業を行う組合に係るものを除く。）	[略]						
	第71条第2項	清算人の選任（第10条第1項第3号の事業を行う組合に係るものを除く。）	[略]						
	第72条の22	[略]							
	第72条の24	報告の受理	○						
	第72条の43第4項	意見の提出等	○						
	第93条	[略]							
	[略]								
	第95条の3	[略]							
	第96条	議決、選挙又は当選の取消し（第10条第1項第3号の事業を行う組合に係るものを除く。）	[略]						
15 農業協同組	[略]								
合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）の施行に関する事務	第232条第5項	[略]							
16 農業協同組	第19条第1項、第24条及び第26条第1項	[略]							
合法施行細則（昭和39年岩手県規則第13号）の施行に関する事務	[略]								
	第28条第1項及び第30条	[略]							

	項及び第30条	
	[略]	
[略]		
26 特定農山村	第4条第6項	[略]
地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）の施行に関する事務	第8条第4項	[略]
[略]		

[略]

別表第6 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、林務部長及び農林振興センター所長等専決事項（第5条、第30条、第36条関係）

事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部長	センターに置く室の長	
[略]						
13 森林国営保	第8条	通知の受理		○	○	○
険法施行令（昭和28年政令第245号）の施行に関する事務	第9条	損害の実地調査（報告を除く。）		○	○	○
[略]						

[略]

別表第7 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、水産部長等及び水産振興センター所長専決事項（第5条、第30条、第37条関係）

事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部長	センターに置く室の長	
7 [略]	[略]					

	[略]	
[略]		
26 特定農山村	第4条第8項	[略]
地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）の施行に関する事務	第8条第6項	[略]
[略]		

[略]

別表第6 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、林務部長及び農林振興センター所長等専決事項（第5条、第30条、第36条関係）

事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部長	センターに置く室の長	
[略]						
13 削除						
[略]						

[略]

別表第7 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、水産部長等及び水産振興センター所長専決事項（第5条、第30条、第37条関係）

事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部長	センターに置く室の長	
7 [略]	[略]					
7の2 内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）の施行に関する事務	第35条第1項及び第2項	申出の受理及び協議会の設置（他県にまたがる河川（申出に係る協議の内容が当該他県との間で調整を要するものである場合に限る。）及び2以上の広域振興局の所管区域にまたがる河川に係るも		○	○	沿岸広域振興局及び県北広域振興局の水産部長又は水産振興センター所長に限る。

8	[略]	[略]
[略]		

[略]

別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項（第5条、第30条、第38条関係）

事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部長	部に置く室の長 センター所長	
[略]						
57 建築士法（昭和25年法律第202号）の施行に関する事務	第23条の3	登録及び通知		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	センター所長に
	第23条の4（第23条の5第3項において準用する場合を含む。）	登録等の拒否及び通知		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	あつては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
	第23条の5第1項及び第2項、第23条の6並びに第23条の7	届出及び報告書の受理		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1 部長にあつては、盛岡広域振興局土木部長を除く。 2 部に置く室の室長にあつては、盛岡広域振興局土木部建築住宅室長に限る。 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
	第23条の5第3項において準用する第23条の3第1項	登録の変更		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	センター所長にあつては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
	第23条の8第1項及び第23条の8第2項において準用する第23条の3第2項	登録の抹消及び通知		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1 部長にあつては、盛岡広域振興局土木部長を除く。 2 部に置く室の室長にあつては、盛岡広域振興局土木部建築住宅室長に限る。 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
第23条の9	登録簿等の閲覧		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	センター所長にあつては、岩手土木センター所長及び千厩土木センタ	

のを除く。)

8	[略]	[略]
[略]		

[略]

別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項（第5条、第30条、第38条関係）

事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部長	部に置く室の長 センター所長	
[略]						
57及び58	削除					

第15条第1項	発生の状況、動向及び原因の調査	
第15条の2第1項及び第2項並びに第15条の3第1項から第3項まで	[略]	
第17条及び第45条	[略]	
第18条	就業制限の通知等	
[略]		
第24条第1項	協議会の設置	
[略]		
第36条（第50条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）	[略]	
[略]		
第38条第2項	結核指定医療機関の指定	
[略]		
42 [略]	[略]	
[略]		
47 削除	[略]	

	3項並びに第14条の2第2項、第3項及び第4項	及び厚生労働大臣への報告
	第15条第1項、第3項、第4項及び第8項	質問、調査、提出等の要求、検査及び厚生労働大臣への報告
	第15条の2第1項及び第2項並びに第15条の3第1項から第3項まで	[略]
	第16条の3第1項及び第3項、第5項及び第6項（第23条、第44条の7第9項、第45条第3項及び第49条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第7項並びに第8項並びに第44条の7第1項、第3項、第5項及び第6項	検体の提出等の勸告、採取、通知、書面の交付、検査及び厚生労働大臣への報告
	第17条並びに第45条第1項及び第2項	[略]
	第18条第1項及び第4項から第6項まで	就業制限の通知、確認、意見の聴取及び報告
	[略]	
	第26条の3第1項、第3項並びに第5項及び第6項（第50条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第26条の4第1項、第3項並びに第5項及び第6項（第50条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに第50条第1項	検体の提出等の命令、収去、採取、検査及び厚生労働大臣への報告
	[略]	
	第36条（第50条第5項及び第6項において準用する場合を含む。）	[略]
	[略]	
	第38条第2項、第7項、第8項及び第9項	結核指定医療機関の指定、指導、辞退届の受理及び取消し
	[略]	
41の2 感染症診査協議会条例（平成11年岩手県条例第5号）の施行に関する事務	第4条第1項	協議会の招集
42 [略]	[略]	
[略]		
47及び48 削除	[略]	

48 削除		
49 健康増進法（平成14年法律第103号）の施行に関する事務	[略]	[略]
[略]		
[略]		

49 健康増進法（平成14年法律第103号）の施行に関する事務	[略]	[略]
[略]		
[略]		

別表第16 広域振興局以外の出先機関のうち県土整備部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

別表第16 広域振興局以外の出先機関のうち県土整備部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
北上川上流流域下水道事務所長	1 下水道法の施行に関する事務	[略]	
		第25条の6	[略]
		第25条の7	[略]
		第25条の8第1項	[略]
		第25条の10第1項において準用する第11条の2、第25条の10第1項において準用する第12条の3、第25条の10第1項において準用する第12条の4、第25条の10第1項において準用する第12条の7、第25条の10第1項において準用する第12条の8第3項	[略]
		第25条の10第1項において準用する第12条の5	[略]
		第25条の10第1項において準用する第12条の6第2項	[略]
		第25条の10第1項において準用する第12条の9	[略]
		第25条の10第1項において準用する第13条第1項	[略]
		第25条の10第1項において準用する第16条	[略]
第25条の10第1項において準用する第18条	[略]		
[略]			
[略]			

区分	事務	条項	内容
北上川上流流域下水道事務所長	1 下水道法の施行に関する事務	[略]	
		第25条の14	[略]
		第25条の15	[略]
		第25条の16第1項	[略]
		第25条の18第1項において準用する第11条の2、第12条の3、第12条の4、第12条の7及び第12条の8第3項	[略]
		第25条の18第1項において準用する第12条の5	[略]
		第25条の18第1項において準用する第12条の6第2項	[略]
		第25条の18第1項において準用する第12条の9	[略]
		第25条の18第1項において準用する第13条第1項	[略]
		第25条の18第1項において準用する第16条	[略]
第25条の18第1項において準用する第18条	[略]		
[略]			
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、同年3月31日から施行する。